

高松市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第4条）

第2章 議会の活動原則等（第5条―第8条）

第3章 議員の活動原則等（第9条―第12条）

第4章 市民と議会との関係（第13条―第16条）

第5章 議会と市長等との関係（第17条―第19条）

第6章 議会の機能強化（第20条―第26条）

第7章 議員定数及び議員報酬（第27条・第28条）

第8章 補則（第29条）

附則

高松市議会は、日本国憲法で定める地方自治の本旨に基づき、市長と共に、市民の直接選挙によって選ばれた議員で構成する市の最高意思決定機関です。

また、議会には、二代表制の下で、市長その他の執行機関との立場及び権能の違いを踏まえ、常に緊張関係を保ちながら、市政運営について調査、監視及び評価を行うとともに、政策提案及び政策提言に努めることが強く求められています。

一方、地方分権の進展により地方公共団体の自己決定権が拡大するなど、大きな社会構造の変化や各種の今日的課題が山積しています。

このような中、地方議会は、地方の自主・自立のため、市民の多様な意見を踏まえて市政運営に反映するという本来の使命を十分に果たし、より一層、市民に開かれ、市民から信頼される存在となる必要があります。

このため、高松市議会は、豊かで美しい里海・瀬戸内海とやさしい里山に囲まれた本市で暮らす、全ての人々の生活の質の向上を旨として、議会の活性化を積極的に推進するとともに、市政に対する市民意思の反映に全力を尽くしていくことを、気持ちを新たに決意するものであります。

ここに、議会及びその構成員である議員一人一人が活動するに当たっての最も根幹となる指針として、全議員の総意により、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の議事機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等、議会に関する基本的事項を定め、議会がその権能をいかんなく発揮することにより、真に市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、市政における唯一の議決機関としての自覚と誇りを持ち、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くし、真の地方自治の本旨の実現を目指すものとする。

(基本方針)

第3条 議会は、前条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- (1) 積極的な情報公開に努め、市民との情報共有を図るとともに、可能な限り市民の参画機会を保障すること。
- (2) 議案等の審議及び審査を通して、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務の執行について調査、監視及び評価を行うこと。
- (3) 議員相互の自由な討議（以下「議員間討議」という。）を活性化し、政策提案及び政策提言に取り組むこと。
- (4) 議会改革を継続的に推進すること。

(この条例の位置付け)

第4条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃を行うときは、この条例の理念を反映させ、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

第2章 議会の活動原則等

(議会の活動原則)

第5条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 調査活動等を通じて市民の多様な意見を的確に把握し、政策提案及び政策提言の

強化に努めること。

- (3) 適正な行政運営が行われるよう、市長等が行う事務の執行を監視し、及び評価すること。
- (4) 議員間討議を尊重し、議会全体の合意形成に努めること。
- (5) 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行うこと。

(議員間討議)

第6条 議会は、議案等の審議又は審査においては、議員間討議により議論を尽くして合意形成を図るよう努めるものとする。

- 2 議長及び委員長は、議員間討議が積極的に行われるよう、議会の会議及び委員会を運営しなければならない。
- 3 議員は、議員間討議を通じて合意形成を図り、政策提案及び政策提言を積極的に行うものとする。

(議決責任及び説明責任)

第7条 議会は、市の意思決定機関として議決責任を深く認識するとともに、その経過及び結果について、市民に対して説明責任を果たすものとする。

(危機管理)

第8条 議会は、災害等の不測の事態から市民の生命、財産及び生活の平穩を守るため、市長等と協力し、危機管理に努めるものとする。

第3章 議員の活動原則等

(議員の活動原則)

第9条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の多様な意見等を的確に把握し、市民全体の奉仕者及び代表者としてふさわしい活動をすること。
- (3) 日常の調査及び研修活動を通じて、自己の資質の向上に努めること。

(議員の政治倫理)

第10条 議員は、その地位が市民の厳粛な信託によるものであることを自覚し、高松市議会議員政治倫理条例（平成18年高松市条例第74号）を遵守し、品位の保持に努めなければ

ばならない。

(会派)

第11条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。
- 3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

(政務調査活動)

第12条 議員は、政務活動費を有効に活用し、市政に関する調査研究を積極的に行うものとする。

- 2 議員は、政務活動費を適正に執行し、市民に対して使途の説明責任を果たすものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、政務活動費に関しては、高松市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年高松市条例第1号）の定めるところによる。

第4章 市民と議会との関係

(情報公開の推進)

第13条 議会は、公正性及び透明性を確保するとともに、開かれた議会運営に資するため、本会議及び委員会を原則として公開するものとする。

- 2 議会は、議案等に対する各議員の賛否を公表するものとする。
- 3 議会は、会議等の傍聴人に対して議案等の審議又は審査のための資料等の提供に努めるものとする。
- 4 議会は、高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号）の規定による行政文書の公開請求に適切に対応するものとする。

(市民参加の推進)

第14条 議会は、市民の意見を議会活動に反映することができるよう、市民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。

- 2 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、公聴会及び参考人制度、専門的知見等を活用して、政策的識見等を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。
- 3 委員会は、請願及び陳情の審査に当たって必要があると認めるときは、その提出者の意見を聴く機会を設けるものとする。

(議会報告会)

第15条 議会は、議会活動について市民等に対し報告するとともに、政策形成に関する意見交換を行う場(次項において「議会報告会」という。)を設け、情報提供及び情報共有に努めなければならない。

2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。

(広報広聴の充実)

第16条 議会は、議会及び市政に対する市民の関心を高めるよう広報広聴機能の充実に努めるものとする。

第5章 議会と市長等との関係

(基本原則)

第17条 議会は、市長等と常に緊張ある関係を保持し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提言等を通じて、市政の発展に取り組むものとする。

2 議会の会議における質疑等は、一括質問一括答弁方式又は一問一答方式によるものとし、論点及び争点を明確にして行うものとする。

3 市長等及びその補助機関である職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員又は委員の質疑等に対して、その趣旨を確認するための発言をすることができる。

(政策等の監視及び評価)

第18条 議会は、市長が市民生活に重要な影響を与える政策、計画、施策及び事業等(以下「重要な政策等」という。)を議会に提案したときは、次に掲げる事項の説明及び資料の提供を求めるものとする。

- (1) 重要な政策等を必要とする背景
- (2) 検討した他の政策案の内容
- (3) 各種計画における根拠又は位置付け
- (4) 関係法令及び条例等
- (5) 財源措置
- (6) 将来における効果及び費用

2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算案及び決算における政策説明資料の作成)

第19条 議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出し、議会に審議に付すに当たっては、

前条の規定に準じて、施策別及び事業別の分かりやすい政策説明資料を作成するよう求めるものとする。

第6章 議会の機能強化

(議決事件)

第20条 議会は、その意思決定及び監視機能の向上を図るとともに、市長等が提案する重要な政策等について市民に開かれた議論を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を積極的に拡大するよう努めるものとする。

2 前項の議会の議決すべき事件に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(検討会等)

第21条 議会は、市政の課題に関する調査又は検討のため必要があると認めるときは、議員等で構成する検討会等を設置することができる。

(政策提案等)

第22条 議会は、政策の水準の向上を図るため、条例の提案、議案の修正、決議等により、市長等に対し、積極的に政策提案を行うものとする。

(議員研修の充実)

第23条 議会は、議員の資質及び政策立案、政策提言等に係る能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

(議会改革の推進)

第24条 議会は、社会経済情勢等の変化により新たに生ずる市政上の課題に適切かつ迅速に対応するため、この条例の理念に基づく議会改革に積極的に取り組むものとする。

(議会事務局)

第25条 議会は、議会の政策形成、政策立案等に係る能力の向上を図り、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能、法務機能等の充実強化及び組織体制の整備を図るものとする。

2 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとする。この場合において、議長は、議会事務局の職員人事に関して、あらかじめ市長等と協議するものとする。

(議会図書室)

第26条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運

営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

第7章 議員定数及び議員報酬

(議員定数)

第27条 議員定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点のみでなく、市民の代表者である議会が、市民の意見を市政に十分反映させることが可能となるように定めなければならない。

2 議会は、議員定数を見直すに当たっては、人口、面積、財政力等、市政の現状と課題及び将来予測と展望を十分に考慮するとともに、広く市民の意見を聴取するものとする。

3 議員定数は、別に条例で定める。

(議員報酬)

第28条 議員報酬は、別に条例で定める。

第8章 補則

(見直し手続)

第29条 議会は、この条例の施行後、この条例の目的が達成されているかについて常に検証し、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。